報告第２０号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

１	寄附者住所氏名	茨城県水戸市南町三丁目４番１４号 明治安田生命保険相互会社水戸支社 支社長　中平　泰弘
２	寄　附　金　額	金２５２，７００円
３	寄　附　目　的	地域貢献のため
４	寄 附 年 月 日	令和６年１０月３０日

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

承認第８号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので，同条第３項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

専決処分第１１号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和６年９月３０日

東海村長　　山　田　　修

東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

東海村医療福祉費支給に関する条例（昭和５１年東海村条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第４条第６項中「この号」を「この項」に，「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第２２３号）」を「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１８４号）」に，「児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第１１条の規定により読み替えられる旧政令」を「児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号。以下「旧政令」という。）」に改め，「に同条に規定する児童１人について加算する額を加算した額」を削る。

第４条の２第１項中「及び入院時食事療養費」を「，健康保険法第８５条第２項に規定する食事療養標準負担額及び同法第８５条の２第２項に規定する生活療養標準負担額（食費に限る。）」に改める。

第５条第２項中「前項各号」の次に「及び第４条第６項」を加え，同項ただし書中「児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）」を「旧政令」に改め，同条第３項中「第１項各号」の次に「及び第４条第６項」を加える。

附　則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の第４条第６項の規定は，令和６年６月１日から適用する。

東海村医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
第１条～第３条　（略） （医療福祉費の支給） 第４条　（略） ２～５　（略） ６　村は，対象者（特例妊産婦（妊産婦のうち，母子保健法第１５条に規定する妊娠の届出のあった日において，その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出の属する月が１月から６月までの者にあっては，前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて，児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第２２３号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第１１条の規定により読み替えられる旧政令第１条に定める額に同条に規定する児童１人について加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が１，０００万円以上の者をいう。以下同じ。）を除く。）が規則で定める手続に従い，村が契約した健康保険法第６３条第３項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局（以下この項及び第８項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合，指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合（ただし，対象者が妊産婦である場合は，妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。）には，その者が当該医療，指定訪問看護，手当に関し当該保険医療機関等，指定訪問看護業者又は保険医療機	第１条～第３条　（略） （医療福祉費の支給） 第４条　（略） ２～５　（略） ６　村は，対象者（特例妊産婦（妊産婦のうち，母子保健法第１５条に規定する妊娠の届出のあった日において，その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出の属する月が１月から６月までの者にあっては，前々年の所得とする。以下この項において同じ。）が所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて，児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１８４号）による改正前の児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号。以下「旧政令」という。）第１条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が１，０００万円以上の者をいう。以下同じ。）を除く。）が規則で定める手続に従い，村が契約した健康保険法第６３条第３項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局（以下この項及び第８項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合，指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合（ただし，対象者が妊産婦である場合は，妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。）には，その者が当該医療，指定訪問看護，手当に関し当該保険医療機関等，指定訪問看護業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療

関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。	機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。
７・８　（略）	７・８　（略）
（控除額の支給）	（控除額の支給）
第４条の２　村は，前条第１項の規定による医療福祉費の支給に併せ，同条第２項の規定により控除される額及び入院時食事療養費を，村助成医療費として対象者，保護者等の申請に基づき支給できるものとする。	第４条の２　村は，前条第１項の規定による医療福祉費の支給に併せ，同条第２項の規定により控除される額，健康保険法第８５条第２項に規定する食事療養標準負担額及び同法第８５条の２第２項に規定する生活療養標準負担額（食費に限る。）を，村助成医療費として対象者，保護者等の申請に基づき支給できるものとする。
２　（略）	２　（略）
（医療福祉費の支給制限）	（医療福祉費の支給制限）
第５条　（略）	第５条　（略）
２　前項各号に規定する所得の額は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１３条第１項に規定する総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額，同法附則第３３条の３第５項において準用する同条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第３４条第４項において準用する同条第１項に規定する課税長期譲渡所得の金額，同法附則第３５条第５項において準用する同条第１項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第３５条の４第４項において準用する同条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項において準用する同条第１項の規定の適用がある場合は，その適用後の金額）の合計額とする。ただし，基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，児童手当法施行令（昭和４６年政令第２８１号）第２条及び第３条の規定の例によるものとし，前項第１号に規定する経過措置政令第４６条第４項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第６条及び第６条の２の規定並びに経過措置政令第４６条第７項の規定の例による。	２　前項各号及び第４条第６項に規定する所得の額は，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１３条第１項に規定する総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額，同法附則第３３条の３第５項において準用する同条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第３４条第４項において準用する同条第１項に規定する課税長期譲渡所得の金額，同法附則第３５条第５項において準用する同条第１項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第３５条の４第４項において準用する同条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項において準用する同条第１項の規定の適用がある場合は，その適用後の金額）の合計額とする。ただし，基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は，旧政令第２条及び第３条の規定の例によるものとし，前項第１号に規定する経過措置政令第４６条第４項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第６条及び第６条の２の規定並びに経過措置政令第４６条第７項の規定の例による。

３　第１項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の１月１日以後において，対象者又は配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第３１４条の２第１項第１号に規定する災害等による損失があったとき，又は対象者若しくは配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第２号に規定する医療費の支払が多額となったときは，規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。	３　第１項各号及び第４条第６項に規定する前年の所得の生じた翌年の１月１日以後において，対象者又は配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第３１４条の２第１項第１号に規定する災害等による損失があったとき，又は対象者若しくは配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第２号に規定する医療費の支払が多額となったときは，規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。
第６条～第９条　（略）	第６条～第９条　（略）
別表　（略）	別表　（略）

承認第９号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので，同条第３項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

専決処分第１２号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により令和６年度東海村一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり専決処分する。

令和６年１０月９日

東海村長　　山　田　　修

令 和 ６ 年 度 東 海 村 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 ６ 号 ）

専決処分第１２号

令和６年度東海村一般会計補正予算（第６号）

令和６年度東海村の一般会計補正予算（第６号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,674千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,812,957千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１０月９日　専決処分

東海村長　山　田　　修

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,286,687	13,803	1,300,490
	3 委託金	63,906	13,803	77,709
19 繰入金		2,500,237	2,871	2,503,108
	2 基金繰入金	2,449,975	2,871	2,452,846
歳入合計		22,796,283	16,674	22,812,957

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,213,263	16,674	3,229,937
	4 選挙費	2,051	16,674	18,725
歳出合計		22,796,283	16,674	22,812,957

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16　県支出金	1,286,687	13,803	1,300,490
19　繰入金	2,500,237	2,871	2,503,108
歳入合計	22,796,283	16,674	22,812,957

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	3,213,263	16,674	3,229,937	13,803			2,871
歳出合計	22,796,283	16,674	22,812,957	13,803			2,871

2 歳 入

（款） 16 県支出金　　（項） 3 委託金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 総務費県委託金	63,902	13,803	77,705	3 選挙費委託金	13,803	衆議院議員総選挙費事務委託金	13,803
計	63,906	13,803	77,709				

（款） 19 繰入金　　（項） 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	2,138,696	2,871	2,141,567	1 財政調整基金繰入金	2,871	財政調整基金繰入金	2,871
計	2,449,975	2,871	2,452,846				

3 歳 出

(款) 2 総務費　　(項) 4 選挙費　　(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3 衆議院議員総選挙費	0	16,674	16,674	13,803			2,871	1 報酬	1,767	○衆議院議員総選挙事業	16,674
								3 職員手当等	5,000	投票立会人報酬	555
										開票立会人報酬	161
								7 報償費	8	開票管理者報酬	11
										一般職報酬	1,040
								8 旅費	63	時間外勤務手当	5,000
										ポスター掲示場設置地権者謝礼	8
								10 需用費	2,270	費用弁償	63
										消耗品費	1,682
								11 役務費	1,674	食糧費	208
										啓発チラシ印刷代	380
								12 委託料	5,669	郵便料	1,453
										選挙チラシ各戸配布手数料	221
								13 使用料及び賃借料	6	電話交換業務委託料	66
										ポスター掲示場設置及び撤去業務委託料	1,045
								17 備品購入費	217	投票用紙交付機等点検業務委託料	1,586
										新聞折込配布業務委託料	466
										電算処理業務委託料	1,872
										開票集計システム更新業務委託料	297
										投票所設営撤去業務委託料	337
										投票所エアコン使用料	6
										少額備品購入費	217
計	2,051	16,674	18,725	13,803			2,871				

議案第７５号

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

提案理由

保育所医及び保育所歯科医の年額報酬改定のほか，所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年東海村条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表保育所医の項中「１保育所当り　１１４，０００円」を「１保育所当たり　１５６，０００円」に改め，同表保育所歯科医の項中「１１４，０００円」を「１５６，０００円」に改め，同表学校医の項，学校薬剤師の項及び学校歯科医の項中「１学校当り」を「１学校当たり」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現　行

本則　（略）

別表（第１条，第３条関係）

職名		区分	金額	旅費（相当する職）
（略）				
民生委員推薦委員		（略）		副村長
一般廃棄物処理施設運営協議会委員				〃
国民健康保険運営協議会委員				〃
嘱託医師	産婦人科医	月額	（略）	〃
	小児科医	年額		〃
保育所医		〃	１保育所当り　１１４，０００円	〃
保育所歯科医		〃	１保育所当たり　１１４，０００円	〃
（略）				
社会教育委員		（略）		副村長
公民館運営審議会委員				〃
スポーツ推進委員				〃
文化財保護審議会	委員			〃
	専門委員			〃
学区審議会委員				〃
学校医		年額	１学校当り　１５６，０００円	〃

改正案

本則　（略）

別表（第１条，第３条関係）

職名		区分	金額	旅費（相当する職）
（略）				
民生委員推薦委員		（略）		副村長
一般廃棄物処理施設運営協議会委員				〃
国民健康保険運営協議会委員				〃
嘱託医師	産婦人科医	月額	（略）	〃
	小児科医	年額		〃
保育所医		〃	１保育所当たり　１５６，０００円	〃
保育所歯科医		〃	１保育所当たり　１５６，０００円	〃
（略）				
社会教育委員		（略）		副村長
公民館運営審議会委員				〃
スポーツ推進委員				〃
文化財保護審議会	委員			〃
	専門委員			〃
学区審議会委員				〃
学校医		年額	１学校当たり　１５６，０００円	〃

学校薬剤師	〃	１学校当り　１０８，０００円	〃
学校歯科医	〃	１学校当り　１５６，０００円	〃
（略）			

学校薬剤師	〃	１学校当たり　１０８，０００円	〃
学校歯科医	〃	１学校当たり　１５６，０００円	〃
（略）			

令 和 ６ 年 度　東 海 村 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 ７ 号 ）

議案第７６号

令和６年度　東海村一般会計補正予算（第７号）

令和６年度東海村の一般会計補正予算（第７号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285,369千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,098,326千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は，「第２表　債務負担行為補正」による。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,513,344	△77,050	4,436,294
	1 国庫負担金	1,587,591	12,697	1,600,288
	2 国庫補助金	1,405,844	△89,729	1,316,115
	4 交付金	1,510,788	△18	1,510,770
16 県支出金		1,300,490	15,890	1,316,380
	1 県負担金	716,030	4,291	720,321
	2 県補助金	459,232	11,589	470,821
	3 委託金	77,709	10	77,719
19 繰入金		2,503,108	335,223	2,838,331
	2 基金繰入金	2,452,846	335,223	2,788,069
21 諸収入		411,653	11,306	422,959
	5 雑入	343,979	11,306	355,285
歳入合計		22,812,957	285,369	23,098,326

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		210,802	△6,975	203,827
	1 議会費	210,802	△6,975	203,827
2 総務費		3,229,937	59,672	3,289,609
	1 総務管理費	2,782,130	59,061	2,841,191
	2 徴税費	279,360	602	279,962
	5 統計調査費	3,363	9	3,372
3 民生費		7,735,634	122,031	7,857,665
	1 社会福祉費	4,464,692	71,968	4,536,660
	2 児童福祉費	3,268,890	50,063	3,318,953
4 衛生費		2,526,613	△96,745	2,429,868
	1 保健衛生費	1,302,598	△96,745	1,205,853
	2 清掃費	884,527	0	884,527
5 農林水産業費		448,419	397	448,816
	1 農業費	448,419	397	448,816
6 商工費		465,465	185,759	651,224
	1 商工費	465,465	185,759	651,224
7 土木費		3,318,653	6,262	3,324,915
	2 道路橋梁費	1,114,593	6,262	1,120,855
8 消防費		800,469	4,015	804,484
	1 消防費	800,469	4,015	804,484
9 教育費		3,551,449	10,953	3,562,402
	1 教育総務費	516,937	4,154	521,091
	2 小学校費	812,446	0	812,446
	3 中学校費	265,056	0	265,056
	4 幼稚園費	467,884	△1,280	466,604
	5 社会教育費	1,015,637	0	1,015,637

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	6 保健体育費	473,489	8,079	481,568
歳出合計		22,812,957	285,369	23,098,326

第２表　債務負担行為補正

（追 加）

事　　項	期　　間	限　度　額 （千円）
オフィス環境整備工事設計委託	令和7年度	2,475
子ども・子育て支援法等一部改正に関する例規整備支援業務委託	令和7年度	275
総合体育館空調・換気設備設置工事設計業務委託	令和7年度	5,346
議長車運転業務委託	令和6年度から令和7年度まで	1,986
会議録印刷製本業務委託	令和6年度から令和7年度まで	3,557
会議録システムデータ作成業務委託	令和6年度から令和7年度まで	892
議会だより及び広報とうかい各戸配布	令和6年度から令和7年度まで	11,029
議会だより及び広報とうかい作成業務委託	令和6年度から令和7年度まで	15,922
電話交換業務委託	令和6年度から令和7年度まで	15,246
例規ベースシステム更新業務委託	令和6年度から令和7年度まで	1,485
男女共同参画行動計画策定業務委託	令和6年度から令和7年度まで	2,255
デマンド交通運営事業委託	令和6年度から令和7年度まで	66,518

事　　項	期　　間	限　度　額 （千円）
ふるさと納税推進業務委託	令和6年度から令和7年度まで	50,990
ふるさと納税推進業務使用	令和6年度から令和7年度まで	1,086
村内拠点間ネットワーク及びインターネットプロバイダ使用	令和6年度から令和7年度まで	19,386
人材派遣 （IT管理サポート業務，まるデジ構想推進，保育士）	令和6年度から令和7年度まで	68,292
住民活動災害補償保険	令和6年度から令和7年度まで	1,932
緊急通報システム管理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	80
細菌検査等	令和6年度から令和7年度まで	1,760
樹木及び植栽管理委託 （保育所，幼稚園，歴史と未来の交流館）	令和6年度から令和7年度まで	6,374
清掃業務委託 （保育所，産業・情報プラザ，歴史と未来の交流館，中央公民館，石神城址公園トイレ）	令和6年度から令和7年度まで	21,587
一般環境調査委託	令和6年度から令和7年度まで	4,779
最終処分場放流水放射能測定	令和6年度から令和7年度まで	383
分析委託 （最終処分場，衛生センター）	令和6年度から令和7年度まで	2,530
廃食用油収集業務委託	令和6年度から令和7年度まで	938
脱水汚泥運搬処理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	6,931

事　　項	期　　間	限　度　額 （千円）
機械警備業務委託 （産業・情報プラザ）	令和6年度から令和7年度まで	654
施設運営支援業務委託 （産業・情報プラザ）	令和6年度から令和7年度まで	10,678
指定施設管理委託 （公園）	令和6年度から令和7年度まで	87,890
施設等管理委託 （公園）	令和6年度から令和7年度まで	73,094
平和大使派遣委託	令和6年度から令和7年度まで	1,499
小・中学校除草作業派遣	令和6年度から令和7年度まで	14,303
教育用コンピュータネットワーク管理委託	令和6年度から令和7年度まで	6,279
小・中学校校務支援システム基盤保守業務委託	令和6年度から令和7年度まで	1,242
文化財ＩＰＭシステム委託	令和6年度から令和7年度まで	1,991
とうかいまるごと謎解き企画等委託	令和6年度から令和7年度まで	4,290
産業医業務委託	令和6年度から令和7年度まで	1,080
健康診断検査委託 （児童・生徒等，教職員）	令和6年度から令和7年度まで	4,888
学校給食用賄材料購入	令和6年度から令和7年度まで	202,329
学校給食用パン個包装	令和6年度から令和7年度まで	1,652

事　　項	期　　間	限　度　額 （千円）
保守点検業務委託 （防災行政無線施設，村内拠点間ネットワークシステム，インターネット機器，庁内基幹ネットワーク機器，防災業務情報共有システム，コミュニティセンター障害者用昇降機，産業・情報プラザ昇降機，産業・情報プラザ自動ドア，産業・情報プラザ電気設備，産業・情報プラザ空調設備，創業オフィス等ネットワーク，小・中学校ＧＩＧＡスクールコンピュータ，歴史と未来の交流館空調設備，歴史と未来の交流館自動ドア，図書館空調機器，図書館消防・防火設備，中央公民館消防設備，中央公民館空調機器，中央公民館自動ドア，複写機）	令和6年度から令和7年度まで	67,369
事務機器賃借及びシステム使用等 （議場音響設備，広報編集用パソコンソフト，クラウド，ＩＴ資産管理ソフト，ウイルスソフト，庁内基幹ネットワーク機器，AIチャットボットクラウド，AI議事録クラウド，AI-OCRクラウド，RPAライセンス，在席確認クラウド，職員招集システム，統計調査支援システム，地域包括支援センター支援システム，保育ＩＣＴシステム，産業・情報プラザ駐車場，産業・情報プラザ音響・映像設備，産業・情報プラザインターネットアクセス回線，保護者連絡サービス，学校図書館データベース化システム，ＧＩＧＡスクールネットワーク回線，歴史と未来の交流館パソコンソフト，歴史と未来の交流館防犯カメラ，中央公民館印刷機）	令和6年度から令和7年度まで	26,307

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	4,513,344	△77,050	4,436,294
16　県支出金	1,300,490	15,890	1,316,380
19　繰入金	2,503,108	335,223	2,838,331
21　諸収入	411,653	11,306	422,959
歳入合計	22,812,957	285,369	23,098,326

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　議会費	210,802	△6,975	203,827				△6,975
2　総務費	3,229,937	59,672	3,289,609	40,010			19,662
3　民生費	7,735,634	122,031	7,857,665	25,642		195	96,194
4　衛生費	2,526,613	△96,745	2,429,868	△96,196			△549
5　農林水産業費	448,419	397	448,816				397
6　商工費	465,465	185,759	651,224	5,510			180,249
7　土木費	3,318,653	6,262	3,324,915	2,000			4,262
8　消防費	800,469	4,015	804,484				4,015
9　教育費	3,551,449	10,953	3,562,402	△43,737		289	54,401
歳出合計	22,812,957	285,369	23,098,326	△66,771		484	351,656

2 歳 入

（款） 15 国庫支出金　　（項） 1 国庫負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	節 金 額	説 明	
1 民生費国庫負担金	1,587,591	12,313	1,599,904	1 社会福祉費負担金	8,582	障害福祉サービス等負担金	8,582
				5 児童手当負担金	3,731	児童手当国庫負担金過年度分	3,731
2 衛生費国庫負担金	0	384	384	1 保健衛生費負担金	384	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	384
計	1,587,591	12,697	1,600,288				

（款） 15 国庫支出金　　（項） 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	237,362	350	237,712	2 児童福祉費補助金	350	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	350
3 衛生費国庫補助金	283,847	△90,079	193,768	1 保健衛生費補助金	△90,079	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	△90,079
計	1,405,844	△89,729	1,316,115				

（款） 15 国庫支出金　　（項） 4 交付金

2 電源立地地域対策交付金	1,508,974	△18	1,508,956	1 電源立地地域対策交付金	△18	電源立地地域対策交付金	△18
計	1,510,788	△18	1,510,770				

（款） 16 県支出金　　（項） 1 県負担金

1 民生費県負担金	716,030	4,291	720,321	1 社会福祉費負担金	4,291	障害福祉サービス等負担金	4,291
計	716,030	4,291	720,321				

（款） 16 県支出金　　（項） 2 県補助金

2 民生費県補助金	275,077	9,612	284,689	2 医療福祉費補助金	9,587	医療福祉費補助金 医療福祉費補助金過年度分	7,707 1,880

（款）　16 県支出金　　（項）　2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　　明	
				区　分	金　額		
				3 児童福祉費補助金	25	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	25
6 教育費県補助金	1,730	1,314	3,044	1 教育総務費補助金	1,314	校内フリースクール設置促進事業費補助金	1,314
7 原子力地域振興事業費補助金	73,654	663	74,317	1 原子力地域振興事業費補助金	663	原子力地域振興事業費補助金	663
計	459,232	11,589	470,821				

（款）　16 県支出金　　（項）　3 委託金

1 総務費県委託金	77,705	10	77,715	4 統計調査費委託金	10	全国家計構造調査委託金	10
計	77,709	10	77,719				

（款）　19 繰入金　　（項）　2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	2,141,567	335,223	2,476,790	1 財政調整基金繰入金	335,223	財政調整基金繰入金	335,223
計	2,452,846	335,223	2,788,069				

（款）　21 諸収入　　（項）　5 雑入

2 雑入	318,458	11,306	329,764	1 雑入	11,306	後期高齢者医療給付費負担金返還金 保育所幼稚園等職員給食費 一里塚移転に伴う補償金	10,822 195 289
計	343,979	11,306	355,285				

3 歳 出

（款） 1 議会費　　（項） 1 議会費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	210,802	△6,975	203,827				△6,975	17 備品購入費	△6,975	○議会事務局運営諸費 普通自動車購入費	△6,975 △6,975
計	210,802	△6,975	203,827				△6,975				

（款） 2 総務費　　（項） 1 総務管理費

1 一般管理費	794,301	11,976	806,277				11,976	3 職員手当等	9,009	○一般職人件費支払事業 扶養手当 住居手当 時間外勤務手当 職員退職手当組合負担金	9,009 211 168 7,500 1,130
								11 役 務 費	2,967	○総務諸費 郵便料	2,967 2,967
5 財産管理費	205,037	523	205,560				523	1 報 酬	448	○契約事務事業 一般職報酬	523 448
								4 共 済 費	63	社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	43 20
								8 旅 費	12	費用弁償	12
6 企画費	498,695	44,912	543,607	40,000			4,912	1 報 酬	1,213	○計画調整諸費 一般職報酬	1,492 1,213
								3 職員手当等	17	勤勉手当	17
								4 共 済 費	220	社会保険料負担金 会計年度任用職員共済組合負担金	137 83
								8 旅 費	42	費用弁償	42
								11 役 務 費	20	○電源立地地域整備基金積立事業 電源立地地域整備基金積立金	40,000 40,000
								18 負担金、補助	3,400	○デマンド交通運営事業 キャッシュレス決済手数料	20 20

（款）　2 総務費　　（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								及び交付金		○移住定住促進事業	3,400
										とうかい住まいる応援補助金	3,400
								24 積立金	40,000		
11 行政改革推進費	40,953	1,650	42,603				1,650	12 委託料	1,650	○スマートワーク推進事業	1,650
										オフィス環境整備工事設計委託料	1,650
計	2,782,130	59,061	2,841,191	40,000			19,061				

（款）　2 総務費　　（項）　2 徴税費

2 賦課徴税費	117,771	602	118,373				602	1 報酬	520	○村税賦課徴収諸費	602
										一般職報酬	520
								4 共済費	82	社会保険料負担金	49
										会計年度任用職員共済組合負担金	33
計	279,360	602	279,962				602				

（款）　2 総務費　　（項）　5 統計調査費

5 物価家計統計調査費	1,058	9	1,067	10			△1	1 報酬	9	○全国家計構造調査事業	9
										全国家計構造調査指導員報酬	3
										全国家計構造調査調査員報酬	6
計	3,363	9	3,372	10			△1				

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,179,100	6,864	1,185,964	5,418			1,446	3 職員手当等	5,138	○一般職人件費支払事業	6,364
										扶養手当	870
								4 共済費	1,226	住居手当	364

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								19 扶助費	500	通勤手当	76
										時間外勤務手当	3,500
										児童手当	20
										地域手当	308
										一般職員共済組合負担金	1,226
										○社会福祉総務諸費	500
										り災者救済賃貸住宅助成金	500
2 老人福祉費	648,115	255	648,370				255	1 報酬	39	○高齢福祉諸費	43
										一般職報酬	39
								3 職員手当等	4	一般職期末手当	4
										○敬老祝金等支給事業	△445
								7 報償費	△445	敬老祝金	△445
										○クロッケー場維持管理事業	646
								14 工事請負費	646	小規模工事	646
										○介護保険諸費	11
								27 繰出金	11	介護保険事業特別会計繰出金	11
3 障害福祉費	1,180,692	41,019	1,221,711	12,873			28,146	19 扶助費	41,019	○障害福祉サービス事業	41,019
										自立支援給付費	41,019
4 医療福祉費	833,321	36,750	870,071	7,707			29,043	11 役務費	101	○医療福祉諸費	101
										医療福祉費共同電算処理業務	
								19 扶助費	36,640	手数料	101
										○医療費支給事業	36,640
								22 償還金、利子及び割引料	9	重度医療費	2,033
										高齢重度医療費	757
										妊産婦医療費	1,865
										村助成医療費	1,778
										特例小児村負担分医療費	18,835
										特例障害村負担分医療費	612
										小児医療費	10,760
										○養育医療費給付事業	9

（款）　3 民生費　　（項）　1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										養育医療負担金返還金	9
6 国民年金費	12,391	37	12,428				37	1 報酬	37	○国民年金諸費 一般職報酬	37 37
7 社会福祉施設費	611,072	△12,957	598,115	△40,000			27,043	10 需用費	△12,957	○総合福祉センター運営管理事業 電気料	△12,957 △12,957
計	4,464,692	71,968	4,536,660	△14,002			85,970				

（款）　3 民生費　　（項）　2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,151,237	27,141	1,178,378	175			26,966	12 委託料	1,333	○児童福祉総務諸費 子ども・子育て支援法等一部改正に関する例規整備支援業務委託料 子ども・子育て支援交付金返還金過年度分 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金返還金過年度分 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金返還金過年度分 ○ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター業務委託料 ○多生児等育児支援事業 子育てサポーター委託料 ○地域子育て支援センター補助事業（重層的支援体制） 地域子育て支援センター事業	25,284 330 24,046 900 8 900 900 103 103 629
								18 負担金、補助及び交付金	854		
								22 償還金、利子及び割引料	24,954		

（款）　3 民生費　　（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										費補助金	629
										○保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助事業	225
										保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	225
3 児童福祉施設費	1,221,313	22,922	1,244,235	39,469		195	△16,742	1 報酬	17,992	○一般職人件費支払事業	
										財源振替	
								4 共済費	8	○保育所管理事業	16,851
								7 報償費	99	保育所医報酬	165
								8 旅費	244	保育所歯科医報酬	165
								10 需用費	1,147	保育士等報酬	13,321
								11 役務費	2,994	雇用保険料負担金	8
								12 委託料	36	定期健康診断謝礼	99
								17 備品購入費	402	費用弁償	244
										保育士人材派遣手数料	2,849
										○百塚保育所運営事業	102
										少額備品購入費	102
										○舟石川保育所運営事業	51
										少額備品購入費	51
										○けやきの杜保育所運営事業	235
										タブレット端末通信料	145
										少額備品購入費	90
										○こども園管理事業	4,341
										保育士等報酬	4,341
										○とうかい村松宿こども園運営事業	101
										複写機保守点検委託料	36
										少額備品購入費	65
										○学童クラブ運営管理事業	468
										電気料	380

（款）　3 民生費　　（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										水道料	54
										公共下水道料	34
										○東海村緊急保育所運営事業	773
										燃料費	124
										賄材料費	555
										少額備品購入費	94
計	3,268,890	50,063	3,318,953	39,644		195	10,224				

（款）　4 衛生費　　（項）　1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	320,892	1,611	322,503	△231			1,842	19 扶助費	200	○一般職人件費支払事業	
										財源振替	
								22 償還金、利子及び割引料	1,411	○妊産婦・乳幼児健康診査事業	200
										妊婦健康診査費用助成金	200
										○出産・子育て応援ギフト支給事業	1,411
										出産・子育て応援交付金返還金過年度分	1,411
2 予防費	308,937	797	309,734	384			413	18 負担金、補助及び交付金	384	○予防接種事業	797
										新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	384
								19 扶助費	413	定期予防接種費用助成金	413
3 環境衛生費	479,346	△99,351	379,995	△90,079			△9,272	12 委託料	△657	○環境政策諸費	△657
								14 工事請負費	△98,694	第4次東海村環境基本計画策定支援業務委託料	△243
										再生可能エネルギー導入目標等策定業務委託料	△414
										○再生可能エネルギー導入促進事業	△98,694
										太陽光発電設備等整備工事	△98,694
5 健康増進事業費	99,480	165	99,645				165	10 需用費	53	○一般健康診査事業	165
										チラシ印刷代	53
								11 役務費	112	検診申込方法変更チラシ各戸	

（款）　4 衛生費　　（項）　1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										配布手数料	112
8 後期高齢者保健事業費	41,520	33	41,553				33	10 需用費	33	○後期高齢者健診事業 チラシ印刷代	33 33
計	1,302,598	△96,745	1,205,853	△89,926			△6,819				

（款）　4 衛生費　　（項）　2 清掃費

1 清掃総務費	52,568	0	52,568	△3,682			3,682			○一般職人件費支払事業 財源振替	
3 し尿処理費	138,310	0	138,310	△2,588			2,588			○衛生センター管理運営事業 財源振替	
計	884,527	0	884,527	△6,270			6,270				

（款）　5 農林水産業費　　（項）　1 農業費

5 農地費	132,026	397	132,423				397	10 需用費	397	○排水機場管理事業 電気料	397 397
計	448,419	397	448,816				397				

（款）　6 商工費　　（項）　1 商工費

1 商工総務費	84,358	0	84,358	5,510			△5,510			○一般職人件費支払事業 財源振替	
2 商工振興費	320,710	185,759	506,469				185,759	16 公有財産購入費	185,759	○産業振興諸費 土地購入費	185,759 185,759

（款）　6 商工費　　（項）　1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
計	465,465	185,759	651,224	5,510			180,249				

（款）　7 土木費　　（項）　2 道路橋梁費

2 道路維持費	347,606	0	347,606	2,000			△2,000			○道路補修事業 財源振替	
3 道路新設改良費	648,301	6,262	654,563				6,262	21 補償、補填及び賠償金	6,262	○道路新設改良舗装事業 用地購入に伴う補償金	6,262 6,262
計	1,114,593	6,262	1,120,855	2,000			4,262				

（款）　8 消防費　　（項）　1 消防費

3 消防施設費	17,211	4,015	21,226				4,015	14 工事請負費	4,015	○常備消防用施設整備管理事業 防火水槽撤去工事	4,015 4,015
計	800,469	4,015	804,484				4,015				

（款）　9 教育費　　（項）　1 教育総務費

2 事務局費	195,192	1,844	197,036	2,700			△856	2 給料	1,534	○一般職人件費支払事業 一般職給 通勤手当 職員退職手当組合負担金 地域手当 ○少人数学級運営事業 財源振替	1,844 1,534 42 207 61
								3 職員手当等	310		
3 教育指導費	319,911	2,310	322,221	4,737			△2,427	1 報酬	1,141	○指導室運営諸費 一般職報酬 ○学校図書館指導員配置事業 学校図書館指導員報酬 ○スタディ・サポーター配置事業 スタディ・サポーター報酬	39 39 182 182 59 59
								17 備品購入費	1,169		

（款）　9 教育費　　（項）　1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										○心の居場所づくり推進事業　1,169 校内フリースクール事務什器等備品購入費　1,169 ○発達支援センター運営事業　842 発達支援コーディネーター報酬　788 発達支援センター指導員報酬　54 ○村採用・若手教職員等指導運営事業　19 教育指導員報酬　19
計	516,937	4,154	521,091	7,437			△3,283			

（款）　9 教育費　　（項）　2 小学校費

1 学校管理費	810,840	0	810,840	△18,093			18,093			○一般職人件費支払事業 財源振替 ○小学校運営管理事業 財源振替 ○小学校施設整備事業 財源振替
計	812,446	0	812,446	△18,093			18,093			

（款）　9 教育費　　（項）　3 中学校費

1 学校管理費	264,638	0	264,638	3,482			△3,482			○一般職人件費支払事業 財源振替 ○中学校運営管理事業 財源振替 ○中学校施設整備事業 財源振替
計	265,056	0	265,056	3,482			△3,482			

（款）　9 教育費　　（項）　4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 園管理費	467,884	△1,280	466,604	△6,776			5,496	4 共済費	1,650	○一般職人件費支払事業	1,650
										公立学校共済組合負担金	1,650
								10 需用費	△3,694	○幼稚園管理事業	△737
										電気料	△663
								11 役務費	111	水道料	△47
										公共下水道料	△27
								22 償還金、利子及び割引料	653	○村松幼稚園運営事業	△2,846
										賄材料費	△2,957
										タブレット端末通信料	111
										○子育てのための施設等利用給付事業	653
										施設等利用給付交付金返還金過年度分	653
計	467,884	△1,280	466,604	△6,776			5,496				

（款）　9 教育費　　（項）　5 社会教育費

1 社会教育総務費	539,077	0	539,077	△36,242			36,242			○一般職人件費支払事業 財源振替 ○社会教育振興諸費 財源振替 ○歴史と未来の交流館管理運営事業 財源振替
2 文化振興費	73,207	0	73,207			289	△289			○史跡・文化財等調査管理事業 財源振替
7 図書館費	115,048	0	115,048	1,927			△1,927			○図書館諸費 財源振替 ○図書館管理運営事業 財源振替
計	1,015,637	0	1,015,637	△34,315		289	34,026			

（款）　9 教育費　　（項）　6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育総務費	237,381	4,515	241,896				4,515	10 需用費	4,515	○学校給食事業 賄材料費(村負担分)	4,515 4,515
2 社会体育費	236,108	3,564	239,672	4,528			△964	12 委託料	3,564	○スポーツ施設管理運営事業 総合体育館空調・換気設備設置工事設計業務委託料	3,564 3,564
計	473,489	8,079	481,568	4,528			3,551				

令和６年度　東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７７号

令和６年度　東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和６年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ956千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,968,037千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		47	880	927
	1 国庫補助金	47	880	927
7 繰入金		415,909	76	415,985
	2 基金繰入金	194,235	76	194,311
歳入合計		2,967,081	956	2,968,037

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,248	0	54,248
	1 総務管理費	52,364	0	52,364
5 保健事業費		50,135	139	50,274
	2 保健事業費	16,338	139	16,477
8 諸支出金		1,547	817	2,364
	1 償還金及び還付加算金	1,545	817	2,362
歳出合計		2,967,081	956	2,968,037

東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4　国　庫　支　出　金	47	880	927
7　繰　入　金	415,909	76	415,985
歳　入　合　計	2,967,081	956	2,968,037

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1　総務費	54,248	0	54,248	880			△880
5　保健事業費	50,135	139	50,274			76	63
8　諸支出金	1,547	817	2,364				817
歳出合計	2,967,081	956	2,968,037	880		76	

2 歳 入

（款） 4 国庫支出金　　（項） 1 国庫補助金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	880	880	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	880	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	880
計	47	880	927				

（款） 7 繰入金　　（項） 2 基金繰入金

1 支払準備基金繰入金	194,235	76	194,311	1 支払準備基金繰入金	76	支払準備基金繰入金	76
計	194,235	76	194,311				

3 歳 出

（款） 1 総務費　　（項） 1 総務管理費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	51,336	0	51,336	880			△880			○国保給付諸費 財源振替
計	52,364	0	52,364	880			△880			

（款） 5 保健事業費　　（項） 2 保健事業費

1 保健衛生普及費	3,881	139	4,020			76	63	10 需 用 費	27	○保健衛生普及事業 139 パンフレット等印刷代 27
								11 役 務 費	112	行事予定表各戸配布手数料 112
計	16,338	139	16,477			76	63			

（款） 8 諸支出金　　（項） 1 償還金及び還付加算金

4 保険給付費等交付金償還金	1	817	818				817	22 償還金、利子及び割引料	817	○保険給付費等交付金償還金事業 817 保険給付費等交付金償還金 817
計	1,545	817	2,362				817			

令和６年度　東海村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７８号

令和６年度　東海村介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和６年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,064千円を追加し，保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,147,256千円とする。

２　保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担することができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		746,414	2,053	748,467
	1 支払基金交付金	746,414	2,053	748,467
7 繰入金		634,615	11	634,626
	1 一般会計繰入金	554,161	11	554,172
歳入合計		3,145,192	2,064	3,147,256

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		143,428	4,118	147,546
	1 基金積立金	143,428	4,118	147,546
6 諸支出金		102,131	△2,054	100,077
	1 償還金及び還付加算金	88,676	△2,054	86,622
歳出合計		3,145,192	2,064	3,147,256

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額 （千円）
介護保険事業所台帳管理システム保守委託	令和6年度から令和7年度まで	363
介護保険さがせるｎｅｔ使用	令和6年度から令和7年度まで	32
介護給付適正化総合支援システム運用支援業務委託	令和6年度から令和7年度まで	3,366
介護サービス事業所・医療機関情報提供システム保守等業務委託	令和6年度から令和7年度まで	2,112
一般介護予防教室参加者保険	令和6年度から令和7年度まで	145
一般介護予防教室開催委託	令和6年度から令和7年度まで	1,488
家族介護用品給付事業業務委託	令和6年度から令和7年度まで	16,587
緊急通報システム管理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	13,451

東海村介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

保　険　事　業　勘　定

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

1　総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4　支　払　基　金　交　付　金	746,414	2,053	748,467
7　繰　入　金	634,615	11	634,626
歳　入　合　計	3,145,192	2,064	3,147,256

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5　基金積立金	143,428	4,118	147,546				4,118
6　諸支出金	102,131	△2,054	100,077				△2,054
歳出合計	3,145,192	2,064	3,147,256				2,064

2 歳 入

（款） 4 支払基金交付金　　（項） 1 支払基金交付金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費交付金	718,108	2,053	720,161	2 過年度分	2,053	第2号被保険者の介護納付金分に係る支払基金交付金過年度分 2,053
計	746,414	2,053	748,467			

（款） 7 繰入金　　（項） 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	413,999	11	414,010	2 過年度分	11	介護給付費等繰入金過年度分 11
計	554,161	11	554,172			

3 歳 出

（款） 5 基金積立金　　（項） 1 基金積立金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 介護給付費準備基金積立金	143,428	4,118	147,546				4,118	24 積 立 金	4,118	○介護給付費準備基金積立事業 介護給付費準備基金積立金	4,118 4,118
計	143,428	4,118	147,546				4,118				

（款） 6 諸支出金　　（項） 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	87,981	△2,054	85,927				△2,054	22 償還金、利子及び割引料	△2,054	○償還金事業 社会保険診療報酬支払基金支出金過年度分返還金	△2,054 △2,054
計	88,676	△2,054	86,622				△2,054				

令和６年度　東海村下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第７９号

令和６年度　東海村下水道事業会計補正予算（第２号）

令和６年度東海村の下水道事業会計補正予算（第２号）は，次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第１表　債務負担行為に関する調書」による。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

第１表　債務負担行為に関する調書

（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期　間	金　額	期　間	金　額	収益的収入	その他
流量計保守点検委託	6,072	—	—	令和６年度から令和７年度まで	6,072	6,072	
マンホールポンプ維持管理委託	19,690	—	—	令和６年度から令和７年度まで	19,690	19,690	
水質検査手数料	3,696	—	—	令和６年度から令和７年度まで	3,696	3,696	
企業会計システム賃借	1,936	—	—	令和６年度から令和７年度まで	1,936	1,936	
排水ポンプ維持管理委託	1,034	—	—	令和６年度から令和７年度まで	1,034	1,034	

議案第８０号

指定管理者の指定について

次のとおり舟石川学童クラブ（分室）の指定管理者を指定するため，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により，議会の議決を求める。

１　公の施設の名称　舟石川学童クラブ（分室）
２　指定管理者となる団体の名称　テルウェル東日本株式会社
３　指定管理者となる団体の所在地　東京都江東区深川二丁目７番６号
４　指定の期間　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

提案理由

令和７年４月１日から舟石川学童クラブ（分室）の管理を指定管理者に行わせるための指定

【資料】

舟石川学童クラブ（分室）指定管理者団体

1　団体の名称　　テルウェル東日本株式会社
2　代表者氏名　　代表取締役社長　石川　達
3　所　在　地　　東京都江東区深川二丁目７番６号
4　従業員数　　５，５１２名
5　役　　員　　代表取締役社長　　１名
　　常務取締役　　１名
　　取締役　　１０名
　　監査役　　３名
6　設立年月日　　平成１３年４月２日
7　主な事業内容
（１）　地方自治法に基づく指定による公の施設の管理及び公共機関からの委託業務の請負に関する業務
（２）　保育業又は保育所の経営に関する業務
（３）　電気通信回線等を用いた非常通報装置・防犯設備等の販売，設置，保守，管理及び通信機器，付属関連機器の販売，レンタル，設置，保守等に関する業務
（４）　インターネット等情報通信システムに係わる設備の設計,工事,保守,コンテンツ作成並びに情報通信システム研修,電気通信設備に関する設計，工事，保守等及び技術受託に関する業務
（５）　一般労働者派遣及び特定労働者派遣に関する業務
（６）　有料職業紹介に関する業務
（７）　老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業に関する業務
（８）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業，相談支援事業，地域生活支援事業に関する業務

議案第８１号

茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する関係地方公共団体の協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により，茨城租税債権管理機構規約（平成１３年地指令第４号）の一部を別紙のとおり変更することについて，同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和６年１２月２日　提出

東海村長　　山　田　　修

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成３１年法律第３号)の施行により，森林環境税が創設されたことに伴う茨城租税債権管理機構規約の一部改正

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成１３年地指令第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付　則

この規約は，令和７年４月１日から施行する。

茨城租税債権管理機構規約新旧対照表

現　行	改正案
第１条・第２条　（略） （機構の共同処理する事務） 第３条　機構は，次の各号に掲げる事務を共同処理する。 （１）　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき，市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち，関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 （２）　（略） 第４条～第１５条　（略）	第１条・第２条　（略） （機構の共同処理する事務） 第３条　機構は，次の各号に掲げる事務を共同処理する。 （１）　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づき，市町村が賦課徴収することとされている地方税及び国税に係る滞納事案のうち，関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 （２）　（略） 第４条～第１５条　（略）

議案第８２号

村道路線の認定について

村道路線を下記のとおり認定するため，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により，議会の議決を求める。

記

路線調書

別紙のとおり

令和６年１２月２日　提出

東海村長　山　田　　修

提案理由

東海村道路認定基準要綱（平成元年東海村告示第９８号）第４条の規定に基づく都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定による開発行為に伴う道路並びに地域振興及び観光振興への寄与が見込まれる道路を新たに村道路線として認定するため。

別　紙

路線調書

１　認定する路線

路線名	起点(番地先) 終点(番地先)	重要な経過地
村道１４３３号線	村松北二丁目１２２０番６０２ 村松北二丁目１１６１番６	
村道１４３４号線	白方中央一丁目１７００番８１ 白方中央一丁目１７００番７７	
村道１４３５号線	白方中央一丁目１７００番８６ 白方中央一丁目１７００番８５	
村道１４３６号線	白方中央一丁目１７００番１２１ 白方中央一丁目１７００番１３６	
村道１４３７号線	白方中央一丁目１７００番１３７ 白方中央一丁目１７００番１	
村道１４３８号線	白方中央一丁目１７００番１４２ 白方中央一丁目１７００番９７	
村道３３００号線	村松字白根１４０番８ 村松字白根１４６番９６	

資料１　村道 1433 号線位置図

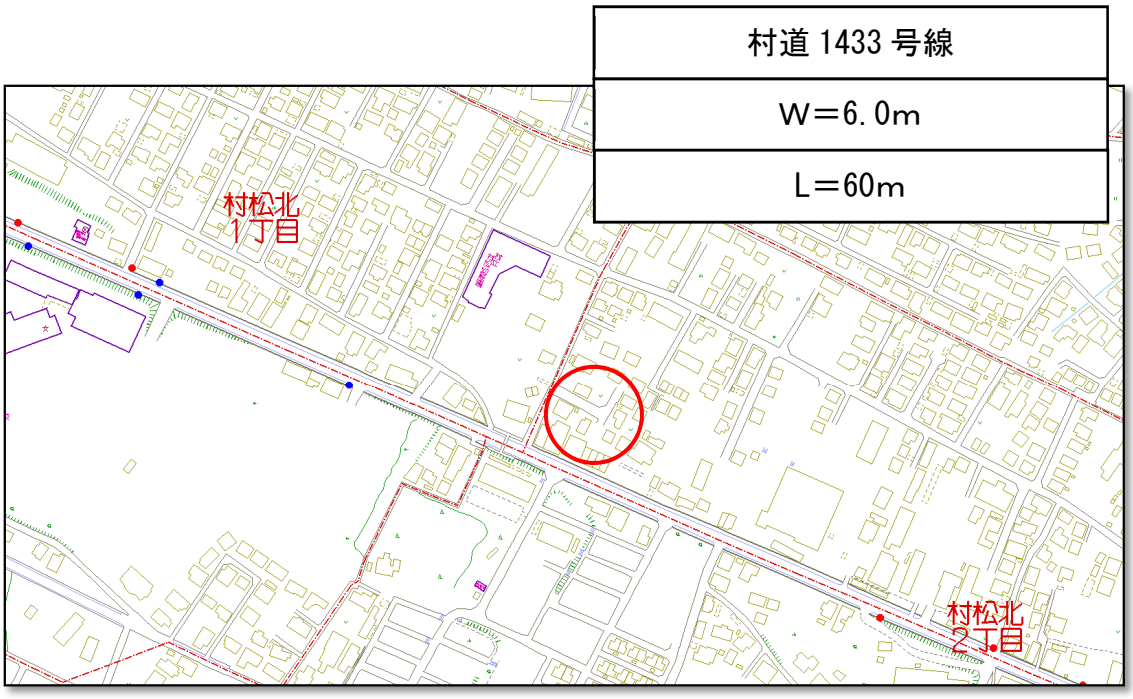

資料２　村道 1434 号線～村道 1438 号線位置図

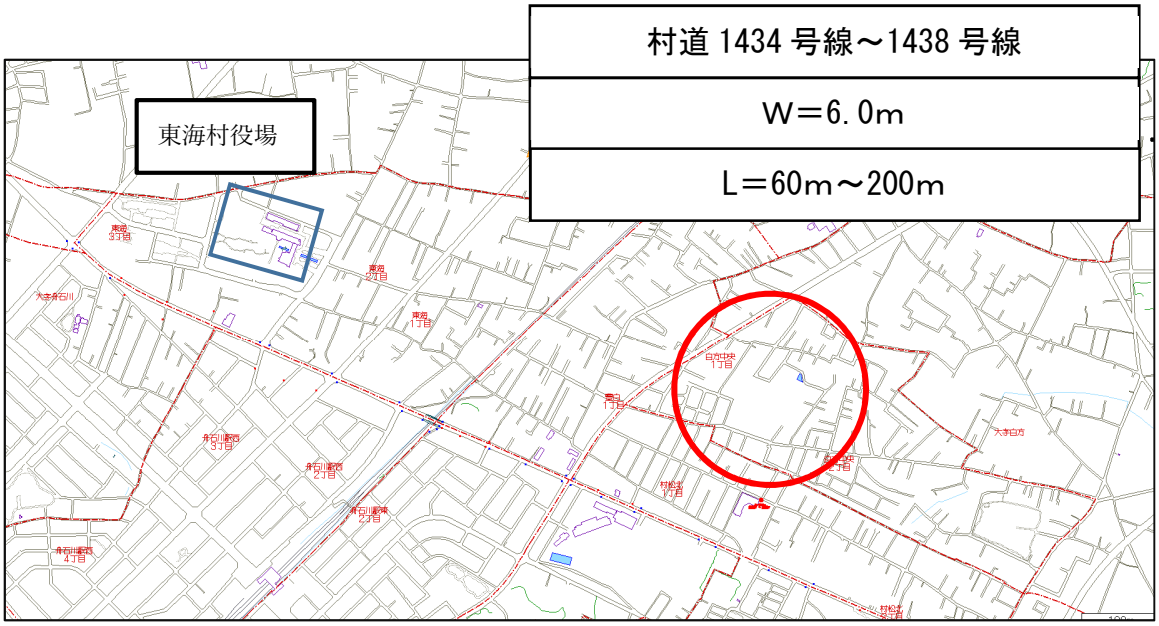

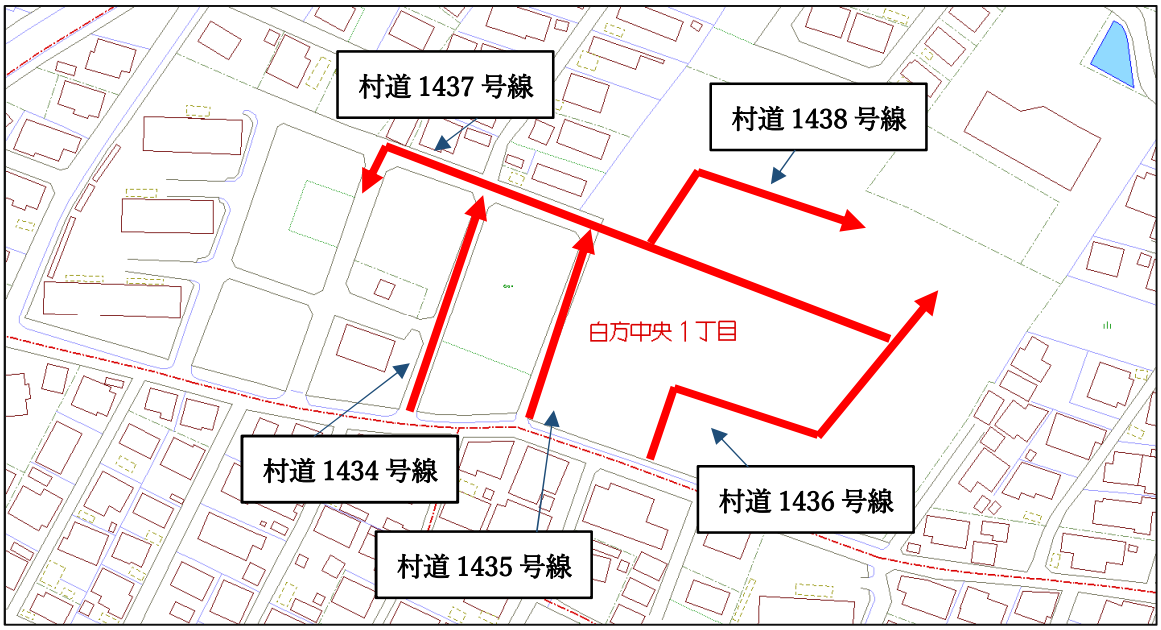
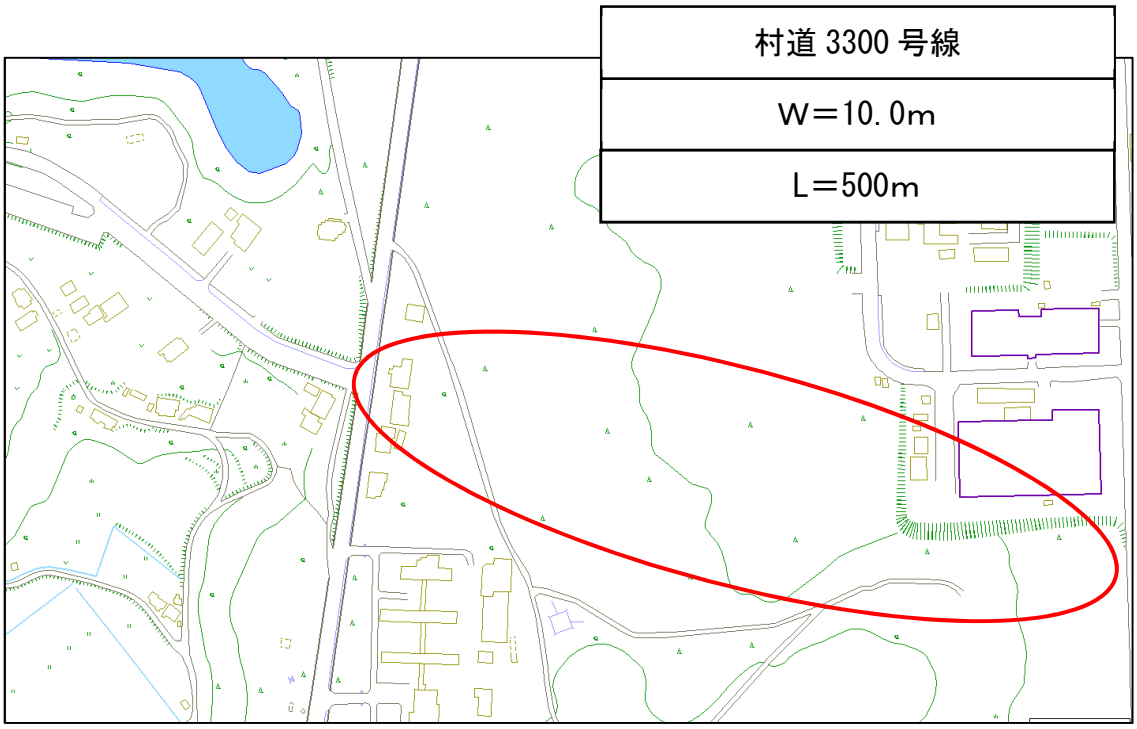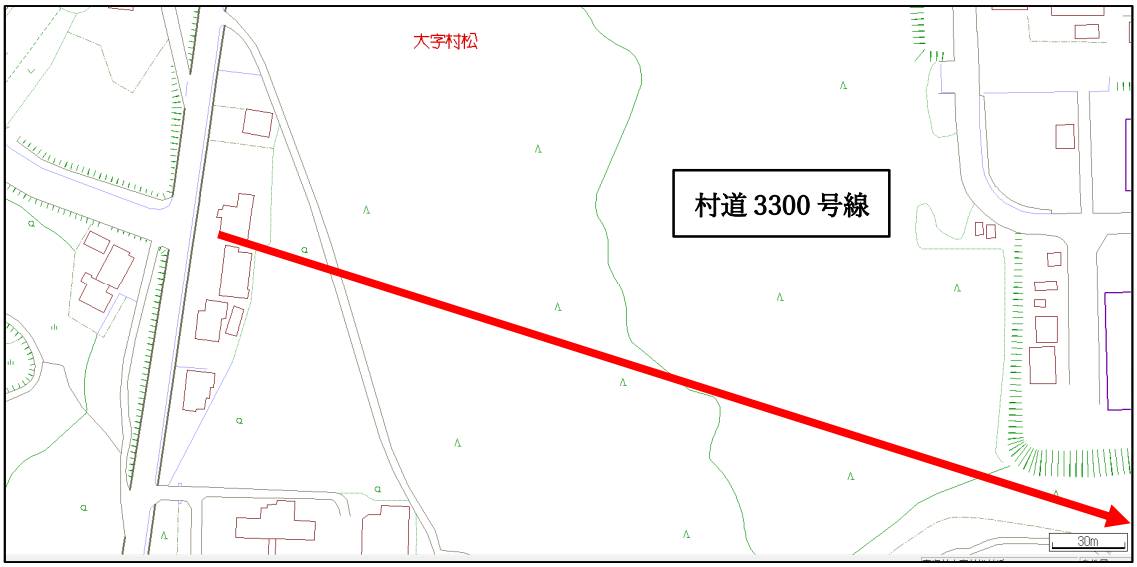
資料３　村道 3300 号線位置図